

# FINS スポーツクラブ規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、FINS スポーツクラブ（以下「クラブ」という）と称する

(事務所)

第2条 クラブは、事務所を豊橋市橋良町字平野1-1（クラブハウス）に置く。

(目的)

第3条 クラブは、栄校区、福岡校区、磯辺校区、中野校区（以後「FINS ブロック」という。）

におけるスポーツ活動を通し会員の健全な心身の育成を図るとともに、学校週5日制並びに少子高齢化など社会情勢の変化への対応にも積極的に取り組み、地域社会の健全な発展に寄与する。

(事業)

第4条 クラブは前条の目的のため次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会、スポーツ教室の開催
- (2) 各種研修会の開催
- (3) 各種広報活動
- (4) その他、クラブの目的達成のために必要な事業

## 第2章 組織

(構成)

第5条 このクラブは、FINSブロック管内に在住しクラブの目的に賛同する者で構成する。ただし、実行委員会においてクラブが目的達成のため必要と認めた者はこの限りではない。

(機関)

第6条 円滑なクラブ運営を図るため、クラブには次の機関を置く。

- (1) 実行委員会
- (2) 運営審議会
- (3) 専門部会

(役員・役員選任)

第7条 実行委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員 15名以上25名以下
- (2) 監事 2名

2 委員のうち1名を会長、若干名を副会長とし、実行委員会にて選任する。

3 監事は、実行委員会にて選任し、委員又は事務局職員を兼ねることができない。

4 クラブには役員とは別に、FINSブロック管内の校区総代会長、小中学校教頭を相談役として委嘱し、必要に応じてクラブ運営等に関する助言を得ることができる。

(職務)

第8条 会長は、クラブを代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 役員は実行委員会を構成し、この規約の定め及び実行委員会の議決に基づき、クラブの業務を執行する。

4 監事は委員の業務執行状況並びにクラブの財務を監査する。

(任期等)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第10条 委員又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### 第3章 会議

(機能)

第11条 実行委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 規約の制定、変更に関する事。
- (2) 事業計画、収支予算、及び事業報告、収支決算に関する事。
- (3) 役員承認又は解任に関する事。
- (4) 入会金及び会費の額に関する事。
- (5) クラブの解散、合併に関する事。
- (6) その他、クラブ運営に係わる重要な事項に関する事。

(議長)

第12条 実行委員会の議長は会長がこれにあたる。

(召集)

第13条 実行委員会は、会長が招集する。

(議決)

第14条 実行委員会の議決は、この規約に規定するものの他、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため実行委員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した役員は、実行委員会に出席したものとみなす

(専決)

第15条 実行委員会の権限に属する事項で、次に掲げる事項については、会長においてこれを専決処分することができる。

- (1) クラブ運営に関する一般的な事務処理に関すること。
- (2) 予算の執行及び趣旨に反しない範囲での予算の補正、流用に関すること。
- (3) その他、特に軽易な事項の処理に関すること。

(部会)

第16条 事業を行うに当たり専門部会を置く。

- 2 各専門部会には、委員の中から実行委員会にて選任した部会長1名を置く。
- 3 専門部会の組織、運営等必要な事項については、実行委員会において別に定めるものとする。

(議事録)

第17条 実行委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時、場所
- (2) 役員総数及び出席者数(委任者の数)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- 2 議事録は、議長及び事務局長が作成し、5年間保存しなければならない。

## 第4章 会員

(資格)

第18条 このクラブに入会するものは、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) FINSブロック管内に在住し、本クラブの目的に賛同する者であること。
- (2) 法令及びクラブの定める諸規定を遵守すること。
- (3) 個人で入会すること。

- 2 前項第1号及び3号について、実行委員会においてクラブが目的達成のために必要とみとめたものはこの限りではない。

(入会手続き)

第19条 クラブに入会しようとするものは、所定の手続きを行い、同時に入会金及び年会費を納入するものとする。

- 2 入会后、申し込み時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(退会)

第20条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第21条 クラブは第18条の要件を満たさなくなった会員を実行委員会の議決を経て除名することができる。

(会費)

第22条 会費は年会費とする。

- 2 会員は、毎年度会費を納入するものとする。
- 3 会員は、会費とは別に入会時に限り入会金を納入するものとする。
- 4 一旦納入した会費、入会金は理由の如何を問わず返還しない。
- 5 会費、入会金の額は、実行委員会において議決する。

## 第5章 会計

(資産の構成)

第23条 クラブの資産は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 協賛金
- (4) 補助金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

2 クラブの資産は、会長が管理する。

(会計年度)

第24条 クラブの会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日をもって終了とする。

## 第6章 事務局

(事務局)

第25条 クラブは、庶務、会計事務処理を処理するため事務局を置く。

2 事務局長は、委員の中から会長が委嘱する。

## 第7章 事故の責任

(事故の責任)

第26条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの規約等及び事業責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、障害等の事故が生じても、クラブ及び指導責任者に対して一切の損害を請求しないものとする。

(保険の加入)

第27条 会員は、クラブが指定する保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の障害については、指定した保険の適用範囲内でのみ対応するものとする。

## 第8章 補則

(補則)

第28条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、実行委員会の決議によって定める。

2 クラブ設立初年度においては、実行委員会の機能、招集等についてクラブ設立準備会又は同委員長をもってこれらにあたることことができる。

付則

本規約は、平成13年11月7日より施行する。

平成15年3月14日一部改正施行する。

平成18年4月25日一部改正施行する。

## 専門部会の設置に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、FINS スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）の円滑な運営を図るため、専門部会の設置について定めるものとする。

2 本規定は、実行委員会において定めるものとする。

### (種類)

第2条 クラブには次に掲げる専門部会を設置するものとする。

- (1) 総務広報部会
- (2) 運営部会
- (3) 競技部会
- (4) その他、実行委員会が必要と認めた専門部会

2 専門部会の設置又は解散にあたっては、実行委員会においてこれを決定する。

### (業務)

第3条 各専門部会は、次に掲げる業務を担当する。

#### (1) 総務広報部会

- \* 規約、規定等の制定、変更に関する事
- \* 会議の開催に関する事
- \* クラブ及びクラブ活動の広報に関する事
- \* 会員募集に関する事
- \* クラブ機関誌に関する事
- \* その他

#### (2) 運営部会

- \* 各種事業の企画・運営に関する事
- \* 会場の確保、施設使用の調整に関する事
- \* 指導者の確保に関する事
- \* その他

#### (3) 競技部会

- \* 競技者の育成・強化を図るための事業の企画・実施に関する事
- \* 会場の確保、施設使用の調整に関する事
- \* 指導者の確保に関する事
- \* その他

#### (4) その他の専門部会

- \* 実行委員会において決議された事項に関する事

(部会役員)

- 第4条 専門部会には部会長1名、副部会長1名を置く
- 2 部会長は、実行委員会において委員の中から選任する。
  - 3 副部会長は、部会長が部員の中から選任する。

(部員)

- 第5条 各専門部会の部員は、実行委員会において選任する。
- 2 部員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(定数)

- 第6条 各部会の部員定数は、16名以内とする。

(開催)

- 第7条 部会は次の各号の一該当する場合に開催する。
- (1) 部会長が必要と認めたとき
  - (2) 会長から要請があったとき

(召集)

- 第8条 専門部会は、部会長が招集する。
- 2 部会を招集する場合は、書面若しくは電話、FAX等で通知するものとする。

(議決)

- 第9条 専門部会において決定された事項は、その内容により、クラブ規約に基づく実行委員会の議決を得なければならない。

付 則

- この規定は、平成13年11月7日から施行する。  
平成15年3月14日一部改正施行する。  
平成18年4月25日一部改正施行する。